

## 山梨県医療従事者派遣体制確保事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内において新型コロナウイルス感染症患者が増加し、通常の医療体制において当該患者への対応が困難な場合又はその状況が見込まれる場合において、当該患者を受け入れる医療機関へ他の医療機関が医療従事者を派遣したときの費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「受入医療機関等」 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入医療機関、新型コロナウイルス感染症以外の患者の受入を分担する医療機関、診療・検査医療機関又は新型コロナウイルス感染症患者発生施設等
- (2) 「派遣元医療機関」 受入医療機関等に医療従事者を派遣する医療機関
- (3) 「保健所」 県内の各医療圏に設置する保健所

### (医療従事者の派遣等)

第3条 医療従事者の派遣を依頼する受入医療機関等は、派遣を受けたい医療従事者の職種、派遣人数、派遣期間等を明示した上で派遣元医療機関と調整（以下「派遣調整」という。）するものとし、派遣調整の状況等について、「派遣調整状況報告書（様式第1号）」により保健所に提出するものとする。

2 情報提供した内容に変更が生じた場合は、その変更内容を前項と同様の手続により保健所に提出するものとする。

### (対象期間)

第4条 この補助金の対象とする期間は、令和4年4月1日から同年9月30日までとする。

### (補助金の対象経費及び額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	医療従事者が受入医療機関等において業務に従事した場合の報償費及び医療従事者の居住地から当該受入医療機関等までの移動に要する交通費
--------	--

補助金の額	報償費	医師	60,000円/日 ※ただし、新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設に派遣している場合であって、15,100円/時間に1日当たりの勤務時間数を乗じて得た額及び重点医療機関に派遣している場合であって、15,100円/時間に1日当たりの勤務時間数を乗じて得た額が60,000円を超える場合は、当該金額
		医師以外の医療従事者	22,000円/日 ※ただし、高齢者施設に派遣している場合であって、5,520円/時間（看護職員の場合は8,280円/時間（※））に1日当たりの勤務時間数を乗じて得た額及び重点医療機関に派遣している場合であって、8,280円/時間に1日当たりの勤務時間数を乗じて得た額が22,000円を超える場合は、当該金額 （※）令和4年9月30日までの派遣が対象。
	交通費	自家用車	往復の距離に37円/kmを乗じて得た金額に高速道路料金（実支払額）を加えた額
		公共交通機関等	実支払額

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする派遣元医療機関の長は、別に定める日までに、「医療従事者派遣体制確保事業費補助金交付申請書及び実績報告書（様式第2号）」に係る書類を添えて、知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、「医療従事者派遣体制確保事業費補助金補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)」により交付申請書を提出した派遣元医療機関の長に通知するものとする。

2 知事は、前条の規定により提出された交付申請書を受理した場合において、審査により、補助金の交付が不適當であると認めたときは、「医療従事者派遣体制確保事業費補助金不交付通知書(様式第4号)」にその理由を記し、交付申請書を提出した医療機関の長に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、前条の規定による交付決定及び額の確定に基づく精算払とする。

(補助金の返還)

第9条 知事は、申請者が、偽りその他不正の手段により補助を受けたとき又は補助に過納若しくは誤納があったときは、当該補助金の決定及び確定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができるものとする。

(書類の整理等)

第10条 補助金の交付を受けた医療機関の長は、補助金に係る収支の関係を明らかにした書類及び証拠書類を作成し、これを事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

様式第 1 号

派遣調整状況報告書

NO	受入医療機関等名 (派遣先)	派遣元医療機関	派遣医療従事者		派遣期間	勤務 日数
			氏名	職種		

※上記内容と同様の場合は、任意様式として差し支えないものとする

山梨県知事

施設名

代表者名

医療従事者派遣体制確保事業費補助金交付申請書及び実績報告書

次のとおり、当院に所属する医療従事者が派遣業務に従事したため、医療従事者派遣体制確保事業費補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

1 補助の対象となる経費及び補助金交付申請額

(1) 補助の対象となる経費 金 円

(2) 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 派遣報告書（様式第2号の2）

(2) 口座振込支払依頼書（様式第2号の3）

(3) その他必要な書類（勤務実績が分かる書類等）

様式第2号の2

派遣報告書

次のとおり、当院の医療従事者が派遣業務に従事したことを報告します。

NO	派遣医療従事者		受入医療機関等名 (派遣先)	派遣期間	派遣 日数	交通 手段	自家用車 の 往復距離	報償費 (円)	交通費 (円)	高速道路料金 (円)	合計
	氏名	職種									
合計											

- ※「交通手段」には、居住地から派遣先医療機関までの「交通手段」を記載してください
- ※交通手段が自家用車の場合は、「自家用車の往復距離」に最も効率的な経路による往復の距離（1km未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる）を記載ください。
- ※「報償費」は、勤務日数（又は勤務時間数）に補助金の額を乗じて得た金額（1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。）を記載ください。
- ※交通手段が「自家用車」の場合の「交通費」は、自家用車の実使用状況により、往復の距離に37円/kmを乗じて得た金額を記載ください。
- ※交通手段が「バス」又は「電車」等の公共交通機関の場合の「交通費」は、実支払額とし、領収書等の書類を添付してください。
- ※交通手段が自家用車で高速道路を使用した場合は、「高速道路料金」に実支払額を記載し、領収書等の書類を添付してください。

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

居住地	〒 TEL ( )
施設名及び 代表者名	印

口座振込支払依頼書

私が山梨県から支払われる補助金については、次のとおり口座振込してください。

振込口座

金融機関名				本・支店名				預金種別	口座番号									
金融機関 コード				本・支店 コード					1 普通 2 当座									
フリガナ 口座名義		-----																

様式第3号

番号  
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

医療従事者派遣体制確保事業費補助金交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった医療従事者派遣体制確保事業費補助金については、医療従事者派遣体制確保事業費補助金交付要綱第7条第1項並びに山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)第5条第1項、第7条及び第13条の規定により、次のとおり交付することに決定し、額を確定したので通知します。

- 1 補助金の交付決定及び確定額 金 円
- 2 補助金の交付日 令和 年 月 日

様式第4号

番号  
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

医療従事者派遣体制確保事業費補助金不交付通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった医療従事者派遣体制確保事業費補助金については、次の理由により交付しないこととしましたので、医療従事者派遣体制確保事業費補助金不交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

理由